

柏市立柏の葉中学校 いじめ防止基本方針

本校は、いじめ防止対策推進法第13条により、「学校いじめ防止基本方針」を以下のように策定する。

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめ防止基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害するとともにその後の成長に深い傷を残し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響があるものである。いじめから生徒を守るためには生徒に関わる大人一人ひとりが、「いじめはどの生徒にもどの学校にも起こりうるものである」ことを共有し、それぞれの役割と責任を自覚するなかでいじめの防止対策を行う。

【いじめの定義】(法2条)

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

2 生徒の責務

- (1) 全ての生徒は、いじめを行ってはならない。
- (2) 全ての生徒は、いじめを認識しながらこれを放置してはならない。
- (3) 全ての生徒は、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する理解を深めなければならない。

3 学校及び教職員の責務

- (1) 学校及び学校の教職員は、関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組まなければならない。
- (2) 学校及び学校の教職員は、在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処しなければならない。

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 いじめ防止等のために学校が実施すべき施策

(1) 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織等

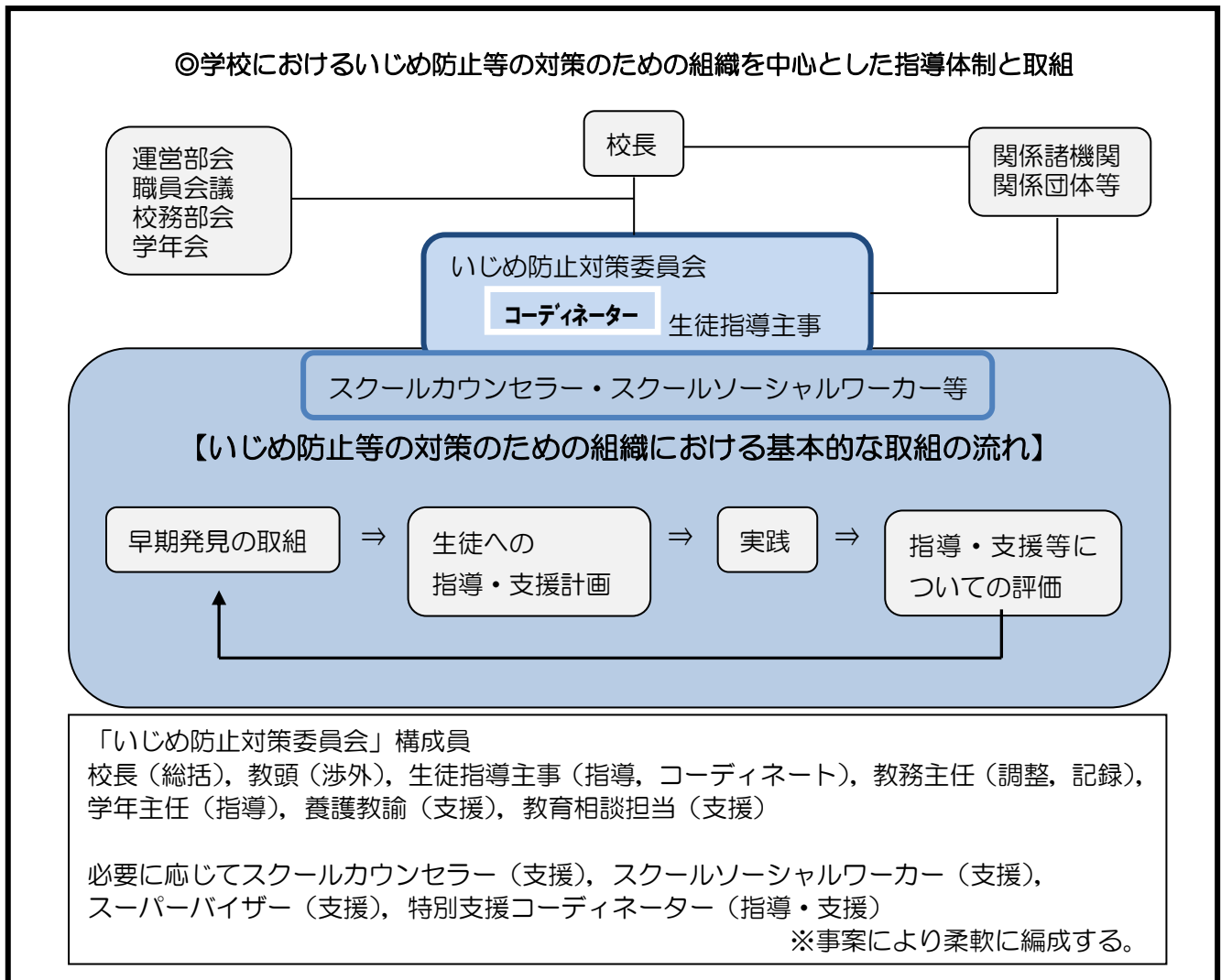
①組織及び組織図

いじめ防止のための組織として、「いじめ防止対策委員会」を設置する。

組織委員は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、学年主任とする。ただし、事案が発生した状況により、関係学級担任及び関係教諭を加え、委員会を開催する。また、必要に応じてスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・スーパーバイザー等を加える。

「いじめ防止対策委員会」は、学期1回(年3回)を定例として、必要に応じ開催する。

【組織図】



2 いじめの未然防止について

生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍ができるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。

- (1) いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。
- (2) 生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- (3) 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。
- (4) 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- (5) 日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学級及び学校全体に醸成する。
- (6) 一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを進める。

- (7) 校務分掌組織等や学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。
- (8) いじめ問題について職員会議等で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る。
- (9) 生活委員会や生徒会組織によるいじめ撲滅宣言等の委員会の活動を推進し、全校での取り組みをする。
- (10) 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等に計画的に取り組む。
- (11) 生徒が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるように体験の機会などを積極的に設ける。

3 いじめの早期発見について

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われる。ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持ち、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

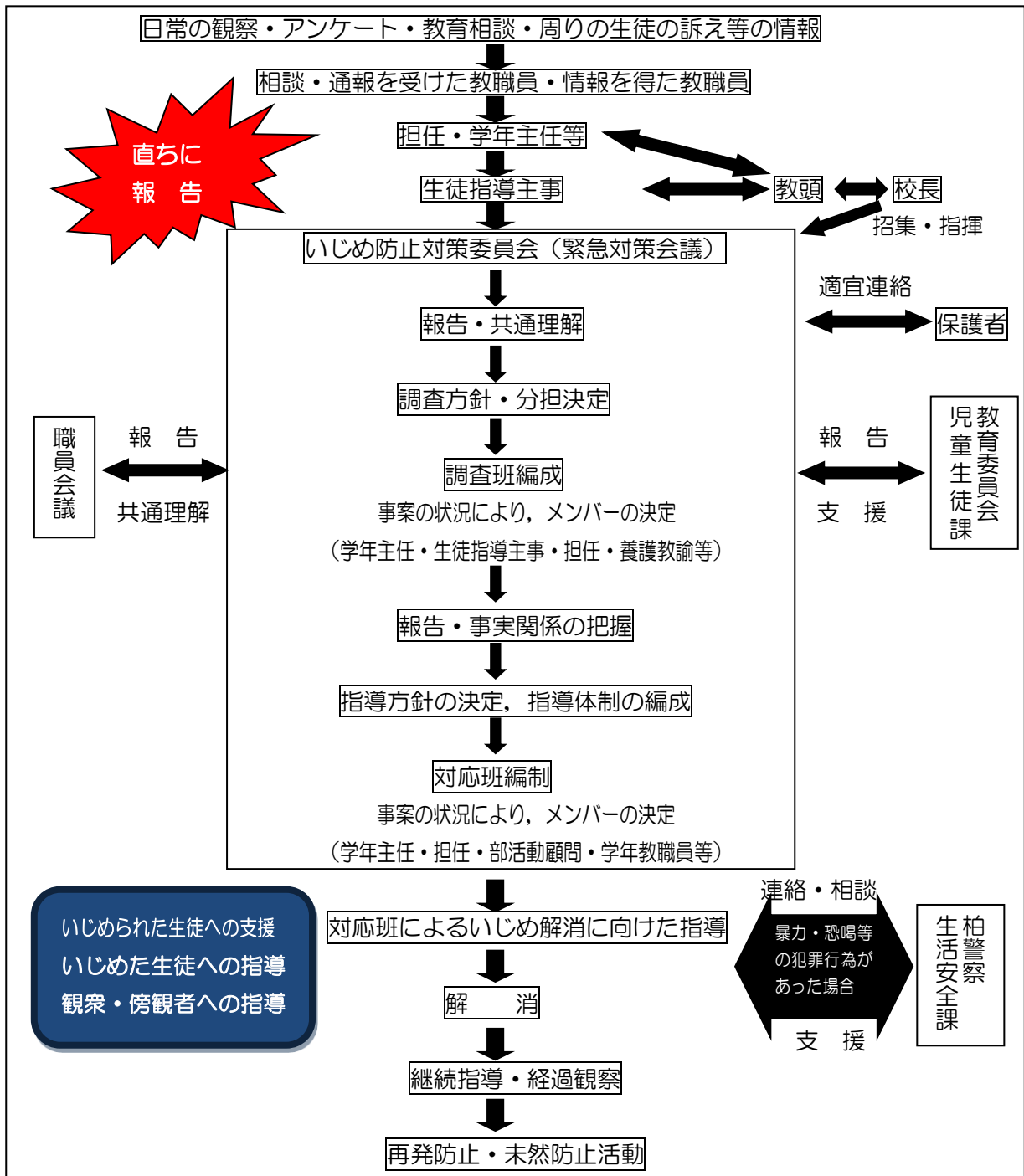
- (1) 日頃からの児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。児童生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- (2) 発見・通報を受けた場合は、速やかに関係生徒から聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行う。
- (3) 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む。
- (4) 保健室やスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等による相談室の利用、電話相談窓口や STANDBY（スタンドバイ）アプリについて周知する。
- (5) 休み時間や昼休みの校内巡視や、放課後の校区内巡回等において、子供が生活する場の異常の有無を確認する。
- (6) 生徒及び保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
- (7) 学校における教育相談が、生徒の悩みを積極的に受け止められるよう体制づくりに努める。

4 いじめの相談・通報体制について

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱えこまず、速やかに連絡・報告を行う。

- (1) 学級担任・学年職員に随時、相談ができるよう日ごろから生徒へ周知させる。
- (2) 校内・校外でのいじめ行為等については、教職員が一人で抱え込まないよう、学年職員、管理職に事実を報告する。
- (3) いじめられている本人、目撃した生徒、保護者からの訴えについては、傾聴し、学年職員及び管理職に報告する。
- (4) 定期的なアンケート調査の実施と教育相談を実施し、調査結果を複数の教員でチェックする。
- (5) 障がい、言葉、人種・文化、被災、LGBT など、特段な配慮が必要な生徒への支援について情報を共有し、相談ができやすい体制を作る。

【相談・通報体制フローチャート】



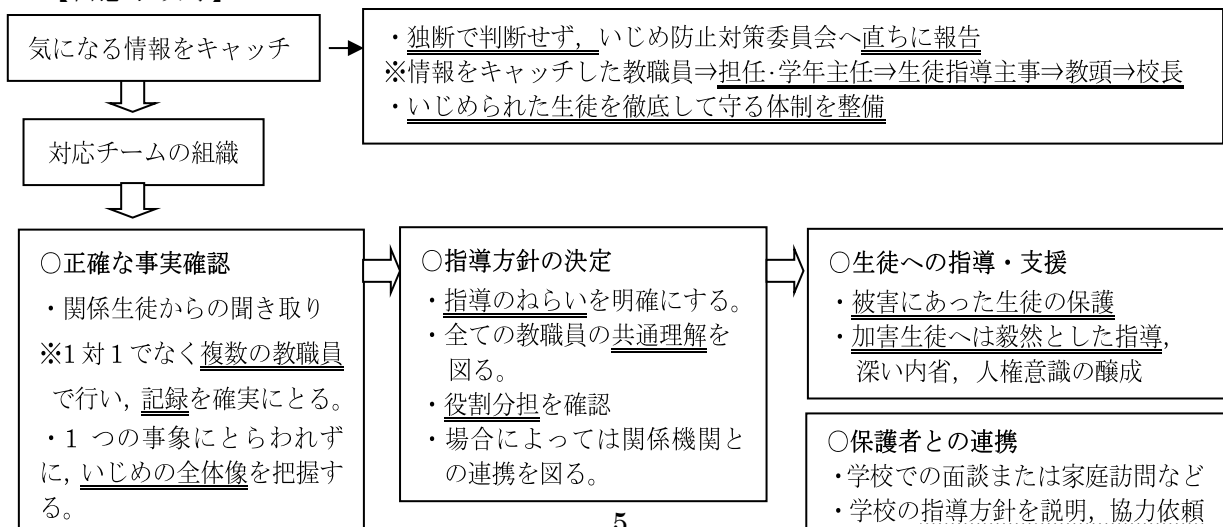
5 いじめを認知した場合の対応について

発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、学校における「いじめの防止対策委員会」に直ちに情報を共有する。その後、組織が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

- (1) 情報を集める。
- (2) 組織体制の確認と正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組む。
- (3) 生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- (4) 組織の確認と指導・支援体制

- ① 状況に応じて、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、警察官経験者等の協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく。
 - ② いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。
 - ③ 指導記録等を確実に保存し、生徒の進学や進級に当って、適切に引き継ぎを行う。
- (5) いじめの解消の判断について、少なくとも2つの要件が満たされている必要がある。
- ① 被害者に対する心理的又は物理的な影響（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が3か月継続していること。
 - ② いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。
- (6) 具体的な対応
- ① いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。（暴力を伴ういじめの場合は、複数の教員が直ちに現場に駆けつける）
 - ② 生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
 - ③ 発見・通報を受けた場合は、速やかに関係生徒から聞き取りなどして、いじめの正確な実態把握を行う。
 - ④ その際、他の生徒の目に触れないよう、聞き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行う。
 - ⑤ 教職員、生徒、保護者、地域住民、その他からいじめの情報を集める。
 - ⑥ 一つの事象にとらわれ過ぎず、いじめの全体像を把握する。
- (7) 保護者との連携
- 生徒の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分注意して以後の対応を行い、学校での面談や家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実を伝える。
- ① 学校での面談や家庭訪問（加害、被害とも。また、学級担任を中心に複数人数で対応）等により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。
 - ② いじめられた生徒を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去する。
 - ③ 事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

【留意事項等】



6 いじめ指導について

いじめたとされる生徒からも事情関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて外部の専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

また、いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。

- (1) いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するとともに、いじめられた生徒に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。
- (2) いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。
- (3) いじめた生徒への指導に当っては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- (4) 必要に応じて、いじめた生徒を別室において指導したり、出席停止制度を活用したりして、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。
- (5) いじめる生徒に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、所轄警察署等とも連携して対応する。
- (6) いじめる生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける。
- (7) いじめや悩みを相談する窓口を周知することにより、正しい SOS の出し方に関する教育を推進する。
- (8) 学級等で話し合いなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
 - ① いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。
 - ② はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

7 連携体制について

(1) 家庭・地域との連携

- ① 学校基本方針等について保護者に周知し、理解を得る。また、日頃より情報共有しやすい関係を築く。
- ② いじめがあった場合の子どもの変化の特徴を保護者に示し、すみやかに学校に相談するよう啓発する。
- ③ 地域との連携
 - ・学校基本方針等について地域に周知し、理解を得る。また、情報が入りやすいように日頃より連携をすすめる。
 - ・学校運営協議会委員といじめ問題について、協議する機会を設ける。

(2) 関係機関との連携

- ① 教育委員会児童生徒課、少年補導センターとの連携
 - ・問題解決に向けて指導助言等必要な支援を受ける。
 - ・相談電話が入った場合等は情報提供を求める。
 - ・いじめの状況について報告し、情報を共有する。
 - ・出席停止措置について協議する。

- ② 生活環境に問題がある場合には情報提供をし、こども福祉課、柏児童相談所、民生児童委員とも連携して、生活環境の改善を図る。
- ③ 警察との連携
 - ・いじめが暴力行為や恐喝等、犯罪と認められる事案に関しては、早期に所轄の警察署や東葛地区少年センターに相談し、連携を図る。
 - ・所轄の警察署との連携を図るため、定期的にまたは必要に応じて、相互協力する体制を整えておく。

<関係機関一覧> ※事案によっては、下記関係機関以外との連携を検討する。

関係機関名	連絡先電話番号等
柏市教育委員会児童生徒課	04-7191-7210
柏市少年補導センター	04-7164-7571
柏市役所こども福祉課家庭児童相談担当	04-7167-1458
柏警察生活安全課	04-7148-0110
柏児童相談所	04-7131-7175
千葉県警東葛地区少年センター	04-7162-7867
千葉県子どもと親のサポートセンター	0120-415-446
24時間子供 SOS ダイヤル	0570-0-78310
STANDBY (スタンバイ) 株式会社	STANDBY (スタンバイ) アプリ
そっと悩みを相談してね SNS 相談@ちば	LINE アプリ

8 重大事態への対処について

生命・身体又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

- (1) 重大事態が発生した旨を、柏市教育委員会に速やかに報告する。
- (2) スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーやスクールサポーター、スーパーバイザーとの外部関係者と連携し適切なアドバイスを受ける。
- (3) 教育委員会との協議の上、当該事案に対処する「組織」を設置する。
- (4) 上記の「組織」を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (5) 上記の調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対して、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

9 公表、点検、評価等について

- (1) いじめを隠蔽せずいじめの実態を把握し、いじめに対する措置を適切に行うために、いじめ防止対策委員会で検証する。
- (2) 基本方針はホームページにて公表する。

いじめ対応フローチャート

